○杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理に関する規程

制定 平成19年10月15日 **改正** 平成20年 4月 1日 平成21年 8月 1日 平成27年 1月19日

(目的)

第1条 この規程は国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心 とした公募型の研究資金(以下「公的研究費」という。)について、その適正な運営、 管理をするために必要な事項を定めることを目的とする。

(最高管理責任者)

- **第2条** 杏林大学(以下「本学」という。)に公的研究費の運営、管理について、本学全体を統括し、最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置く。
- 2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。
- 3 最高管理責任者は研究者の行動指針及び事務職員の行動規範を定め、公的研究費の 執行にあたって、これが公的なものであることを構成員すなわち非常勤を含む研究者、 事務職員、技術職員及びその他関連する者に理解させ、研究機関が管理する必要性を 周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定、周知するとともに、それらを 実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推 進責任者が責任をもって公的研究費の運営、管理が行えるよう、適切にリーダーシッ プを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

- 第3条 本学に公的研究費の運営、管理について、最高管理責任者を補佐し、本学全体 を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下「統括管理責任者」という。)を置く。
- 2 統括管理責任者は、医学部長をもって充て、職名を公開するものとする。
- 3 統括管理責任者は不正防止対策に関して、基本方針に基づき、具体的な対策を策定、 実施する責任を負う。

(コンプライアンス推進責任者)

- **第4条** 本学の各学部、各研究科及び事務部門(以下「部局」という。)において統括管理責任者の下、公的研究費の運営、管理について、実質的な責任と権限を持つ者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)を置く。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、各学部の学部長又は教務部長、各研究科の研究科 長又は教務担当及び事務部門を統括する事務局長をもって充て、職名を公開するもの とする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は自己の管理監督又は指導する部局において、その構成員を対象として、以下の業務を行うこととする。
- (1) 不正防止計画の実施

- (2) 受講管理を含めたコンプライアンス教育の実施
- (3) 公的研究費の管理、執行に関するモニタリングの実施
- 4 コンプライアンス推進責任者は必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置く ことができる。コンプライアンス推進副責任者はコンプライアンス推進責任者を補佐 するものとする。

(コンプライアンス推進委員会)

- **第5条** 不正防止の推進を図るため、最高管理責任者の下にコンプライアンス推進委員会 (以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 委員会は統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究推進センター長、大学事 務部長及び最高管理責任者が必要と認める者をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は、統括管理責任者とする。
- 4 委員会は、以下の業務を行うこととする。
- (1) 不正防止計画の策定
- (2) 不正事例等の要因把握、分析
- (3) コンプライアンス教育の企画、実施
- (4) その他、不正防止に関わる事項
- 5 委員長は、委員会で決定、実施した内容を最高管理責任者に報告する。
- 6 委員会の事務は、公的資金企画管理課が担当する。 (内部監査)
- **第6条** 最高管理責任者の指示に基づき、公的研究費の管理、執行について内部監査を行う ものとする。
- 2 内部監査に係る要綱については、別に定める。

(通報窓口の設置)

- **第7条** 公的研究費の不正使用等に関する本学内外からの通報、告発を受け付ける窓口を、大学事務部に設置する。
- 2 通報窓口は、通報を受け付けた場合、速やかに通報内容をコンプライアンス推進責任者及び統括管理責任者に報告する。
- 3 統括管理責任者は、速やかに通報内容を最高管理責任者に報告する。 (調査)
- **第8条** 内部監査で不正が疑われる事例が見つかった場合、学内外からの通報、告発があった場合等に際し、最高管理責任者は公的研究費の不正使用に係る調査が必要であるかを判断する。調査が必要であると判断した場合には、公正かつ透明性の高い仕組みによる調査を行うものとする。
- 2 公的研究費の不正に係る調査の手続きについては、別に定める。 (不正に対する措置)
- 第9条 調査の結果、公的研究費の不正使用等の事実が認められた場合には、杏林学園 職員就業規則等を踏まえ、懲戒処分等の措置を講ずるものとする。また、取引業者に

第3類(杏林大学における公的研究費の適正な運営、管理体制に関する規程)

対しては「杏林大学の公的研究費に係る物品購入等契約に関する取引停止等の取扱要綱」に基づき取引停止等の措置を講ずるものとする。

(事務処理ルールの明確化等)

- 第10条 公的研究費に係る事務処理について、最高管理責任者はルールの明確化、統一化を図ると共に構成員に対して周知徹底を図り、常に検証を行うこととする。
- 2 公的研究費に係る事務処理について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を設置 するものとする。

(職務権限の明確化)

第11条 公的研究費の事務処理に関して、最高管理責任者は構成員の権限と責任を明確化し、職務権限に応じた決裁手続きを構築する。

(物品の購入、検収に関する取り扱い)

第12条 公的研究費の適正な運用を図るために、特に物品の購入、検収方法に関しては「杏林大学における公的研究費の不正防止計画」、細則については取扱要綱で定めることとする。

(運営、管理の見直し)

第13条 最高管理責任者は必要に応じて、公的研究費の運営、管理体制の改善をコンプライアンス推進委員会に指示するものとする。コンプライアンス推進委員会は指示内容を検討の上、改善内容を最高管理責任者へ報告し運営、管理体制の改善を行うことする。

(雑則)

- **第14条** 最高管理責任者は上記に定めるほか、「研究機関における公的研究費の管理、 監査のガイドライン(実施基準)」において必要とされる取り組みを実施する。
- 第15条 この規程の改廃については、運営審議会の議を経るものとする。

附則

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。ただし、第10条、第13条及び第17条は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年 8月 1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年12月 1日から施行する。